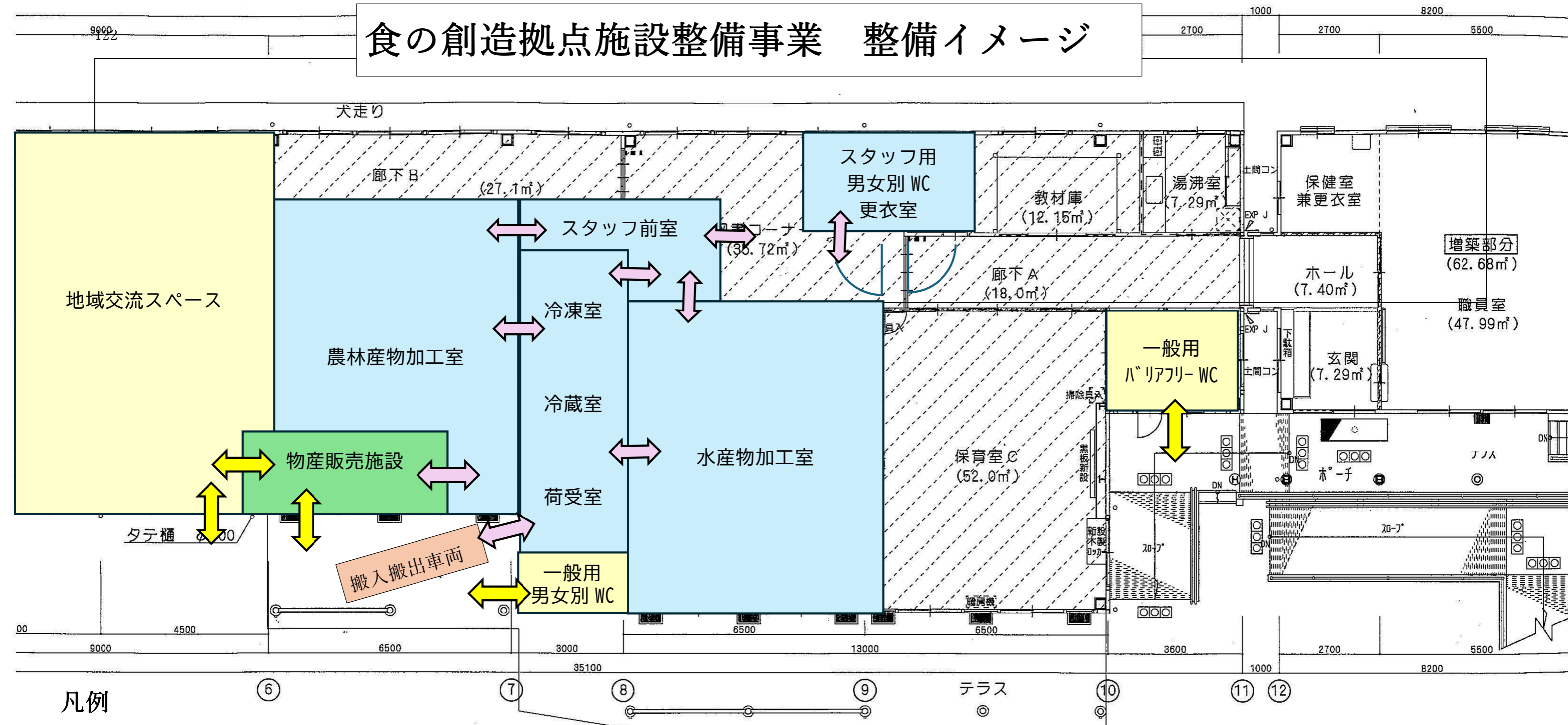


食の創造拠点施設整備事業 整備イメージ



凡例

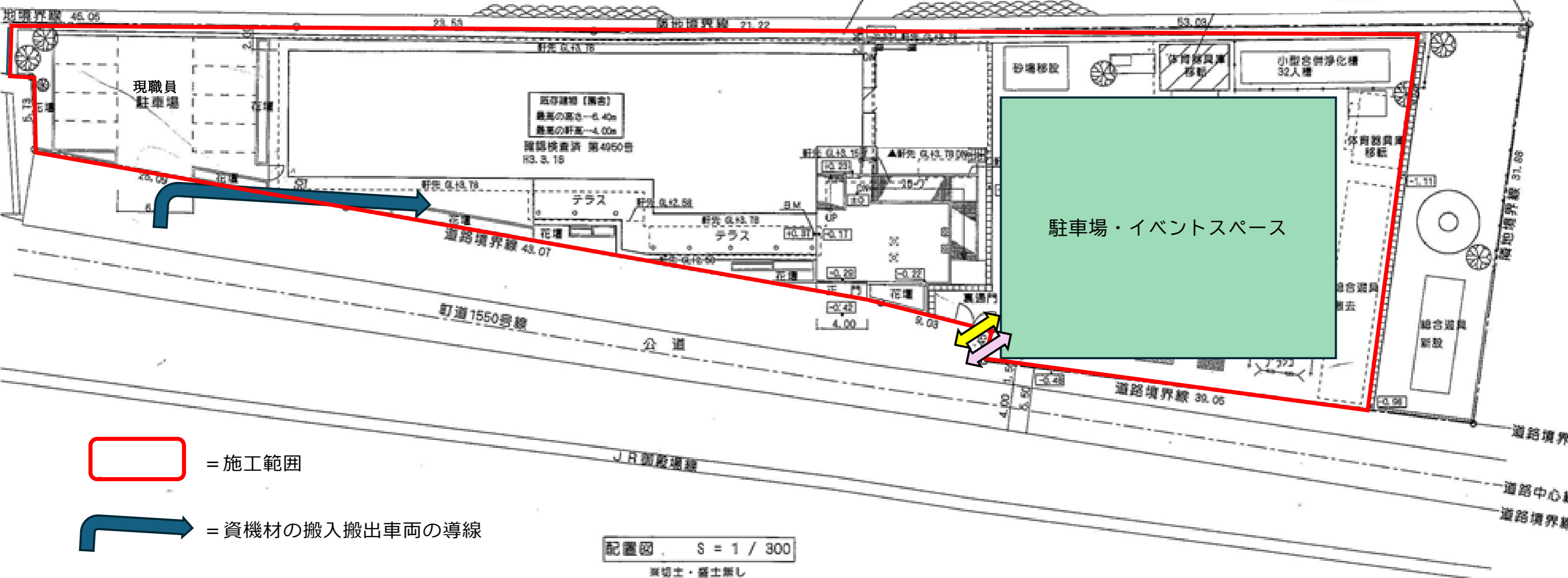
- : 一般利用者用施設
- : 運営事業者用施設
- : 共通利用施設
- : 一般利用者の導線
- : 運営事業者の導線

- ・施設の要件は仕様書のとおり。
- ・物産販売施設（売店）を含め、特殊建築物に該当する改修部分は 200 ㎡未満とし、建築確認上の用途変更を不要とする。
- ・水産物加工室は 50 ㎡未満とする。
- ・農林産物加工室は正式な加工場とせず、開発・試作のための厨房設備を整備する。
- ・農林産物加工室と地域交流スペースの一角に物産販売施設を設け、来場者出入口を確保して、イートインも可能とする。
- ・原材料の搬入と製品の搬出動線は重複が良いが、スタッフの入室は前室を経由する衛生動線を確保すること。
- ・テラスの屋根、柱、花壇、フェンスは撤去、段差の部分まで搬入出車両（パネルトラック）が入れるようにする
- ・現職員駐車場は搬入出車両の展開及び購買客駐車場を兼ねる（時間帯による）
- ・園庭に車両の乗り入れ口を確保し、可能な限り駐車スペースとする。（遊具は撤去）

二級河川・鮎沢川

T770-1 構築 工作物種別検査済 第224号
R2. 9. 13

河川占用許可通 沼土管第2-281号
R1. 12. 28



= 施工範囲

= 資機材の搬入搬出車両の導線

駐車場・イベントスペース



建物面積表

	申請建物(構築)		小計	申請建物(移転)		合計
	敷設(仮寄道)	敷設(仮寄道)		体育器具庫(木造)	体育器具庫(木造)	
2階						
1階	62.68 m ²	497.49 m ²	560.17 m ²	19.87 m ²	580.04 m ²	
合計	62.68 m ²	497.49 m ²	560.17 m ²	19.87 m ²	580.04 m ²	
建築面積	78.63 m ²	548.97 m ²	625.60 m ²	19.87 m ²	645.47 m ²	